

尾上団地（名古屋市北区）における
オープン型宅配ボックス設置事業者の募集要領

募集要領配布期間 令和4年2月25日（金）～令和4年3月4日（金）
※ホームページからダウンロードしてください。
申込受付期間 令和4年3月7日（月）～令和4年3月11日（金）

令和4年2月

独立行政法人都市再生機構 中部支社

住宅経営部 ストック活用計画課

〒460-8484

愛知県名古屋市中区錦三丁目5番27号 錦中央ビル7階

電話 052-968-3135

——— 街に、ルネッサンス ———



UR都市機構

— 目 次 —

	ページ
募集から敷地引渡しまでの流れ（スケジュール）	1
はじめに	2
1 賃貸敷地の概要	2
2 申込資格	2
3 質問事項の受付	3
4 申込方法等	4
5 申込資格の確認	6
6 入札書提出方法等	6
7 開札の日次、場所等	7
8 入札方法等	7
9 入札の辞退	7
10 公正な入札の確保	8
11 入札の取りやめ等	8
12 入札の無効	8
13 落札者の決定	8
14 再度入札の実施	9
15 入札結果の公開	9
16 契約の締結等	9
17 賃貸料の支払方法等	11
18 オープン型宅配ボックス設置場所の引渡し等	12
19 設置場所に関する調査について	12
別紙 募集対象物件	

募集から敷地引渡しまでの流れ（スケジュール）

※ご注意

この表は、入札の概略の流れを説明したものです。入札に当たっては、募集要領及びオープン型宅配ボックス設置場所に係る賃貸借契約書等を熟読してください。

公 告 開 始	令和4年2月25日（金）
募集要領等配布期間	令和4年2月25日（金）～令和4年3月4日（金） ※ホームページからのダウンロード
質 問 書 提 出 期 間	令和4年2月25日（金）～令和4年3月4日（金）
質 問 書 へ の 回 答	令和4年3月9日（水）※回答文書の発送及び閲覧開始の日
申 込 書 の 受 付 期 間	令和4年3月7日（月）～令和4年3月11日（金）



資格確認結果通知

令和4年3月18日（金）発送

申込書をもとに申込資格の確認を行い、資格の有無について結果を文書で通知します。



入札書提出〆切

令和4年3月25日（金） 午後5時

開札

令和4年3月28日（月） 午前11時



契約締結・オープン型宅配ボックス設置場所の引渡し

契約締結 令和4年3月29日（火）予定

契約始期 令和4年3月29日（火）予定※設置場所の引渡日



賃貸料等の支払

敷地賃貸料及び保証金を指定口座へ振り込んでいただきます。

はじめに

独立行政法人都市再生機構（以下「機構」といいます。）が管理する賃貸住宅（以下「UR賃貸住宅」といいます。）の敷地及び建物内において、居住者及び周辺住民の利便に供するためにオープン型宅配ボックスを設置し、管理・運営していただくための敷地を賃貸します。

申し込みされる方は、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

※オープン型宅配ボックスとは、荷主、配達者、受取人に利用の制限がなく、だれでも利用できる場所に設置されている宅配ボックスのことを指します。

1 賃貸敷地の概要

- (1) 別紙「募集対象物件」のとおり。申し込み、入札及び契約は今回募集する尾上団地（名古屋市北区）が対象となります。

なお、当該団地内に追加設置を希望する場合は、落札後に機構と協議を行った上で、機構が設置の可否を判断するものとします。

- (2) 現地説明会は行いませんので、申し込みをご検討の方自身が必要に応じて現地及び募集要領等をご確認ください。（団地には、すでにお住まいの方がいらっしゃいますのでご配慮ください。）

2 申込資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 法人が入札する場合は、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、機構が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 申込書の受付期間の最終日（令和 4 年 3 月 11 日（金））から起算して 2 年前の日以降において次に掲げる者のいずれにも該当していないこと。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とします。
 - ① 機構との契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は契約の目的物の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 機構が執行した競争入札において、公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 機構と落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 機構の監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
 - ⑤ 機構との契約において正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ⑥ ①から⑤に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (4) 不法な行為を行い、又は行うおそれのある団体、法人若しくは個人又はこれらの団体や法人に属する者で組織される団体、法人若しくはそれらの構成員で、事業者として機構が適当でないと認める者でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は、機構 HP →入札・契約情報→入札心得、契約関係規定入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者を参照。）。
- (6) UR賃貸住宅以外の施設等に、申込書の受付期間の最終日（令和4年3月11日（金））から過去2年間に10か所以上、オープン型宅配ボックスの設置実績があること。
- (7) コールセンター等を有し、トラブル発生時に迅速に対応可能な体制を有すること。
- (8) 事業の実施に必要な資力、信用を有していること。
- (9) 機構に支払う賃貸料等の支払見込みが確実であること。

3 質問事項の受付

- (1) この募集要領等に関する質問がある場合は、次に定めるところに従い書面により提出してください。
 - ① 提出期間
令和4年2月25日（金）から令和4年3月4日（金）まで
質問書（様式3）を持参される際は、この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く毎日午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）受け付けますので、あらかじめ来社日時を下記②提出場所に連絡の上、ご来社ください。また、郵送（期日必着）の際は、郵送で提出した旨を郵送後速やかに下記②に連絡ください。
 - ② 提出場所
〒460-8484
愛知県名古屋市中区錦三丁目5番27号 錦中央ビル7階
独立行政法人都市再生機構中部支社 住宅経営部ストック活用計画課
担当：吉川・神田 電話：052-968-3135
 - ③ 提出方法
質問書（様式3）を持参又は郵送（必ず『簡易書留速達』で郵送してください。）により提出するものとし、口頭、電話、FAX又はメールによるものは受け付けません。なお、郵送の場合は上記①提出期間必着とします。また、質問書とは別に返信用の封筒として、長3サイズの封筒の表に返送先を記入の上、84円分の切手を貼付したものを提出してください。
- (2) (1)の質問に対する回答は、原則として、令和4年3月9日（水）までに、書面により質問者に郵送するほか、閲覧に供すべき質疑事項については、次のとおり閲覧に供します。

① 期間

令和4年3月9日(水)から令和4年3月11日(金)までの午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

② 場所

愛知県名古屋市中区錦三丁目5番27号 錦中央ビル7階
独立行政法人都市再生機構中部支社7階 受付コーナー

4 申込方法等

(1) 申込書の受付期間及び時間

令和4年3月7日(月)及び令和4年3月11日(金)

注1) 申込書(様式1)を持参される際は、受付期間内の毎日午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)受け付けますので、あらかじめ来社日時を下記(2)に連絡の上、ご来社ください。

注2) 申込書(様式1)を郵送(期日必着)される際は、下記(2)宛に**必ず『簡易書留』で郵送するものとし**、発送手続きと同日に下記(2)に、発送した旨を連絡ください。期日を超過したものは受け付けることができません。

注3) 提出書類に不備があった場合、受け付けることができません。ただし、上記受付期間内の受付時間内であれば、申込書及び申し込みに必要な書類を機構に再提出することができます。

注4) 申込書類様式等一式(Word版)を上記受付期間内に限り、別途お渡しすることができます。ご希望の場合は、下記(2)に連絡をしてください。

(2) 受付場所等

〒460-8484

愛知県名古屋市中区錦三丁目5番27号 錦中央ビル7階

独立行政法人都市再生機構中部支社 住宅経営部ストック活用計画課

担当：吉川・神田 電話：052-968-3135

(3) 申込方法

申込書に必要事項を記入し、下記〈提出書類〉書類を添えて、上記(1)の受付期間に(2)の受付場所へ持参若しくは郵送(期日必着)により、お申し込みください。FAX又はメール等での申し込みは受け付けいたしません。

〈提出書類〉

■ 法人の場合

① 申込書(様式1)

② 登記事項全部証明書(発行日が申込書の受付期間の最終日から起算して3か月以内のもの)

③ 代表者の印鑑登録証明書(発行日が申込書の受付期間の最終日から起算して3か月以内のもの)

- ④ 申込日の直前2か年分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
 ※以下のいずれかに該当する場合は添付を省略することができます。
- (イ) 東証1部・2部及び名証1部・2部の上場会社（ただし、本募集開始日（令和4年3月7日（月）。以下同じ。）時点において、監理・整理ポスト割当て銘柄、猶予期間入り銘柄に指定されている企業は除きます。）。
- (ロ) 東証1部及び名証1部上場会社の連結対象50%を超える出資子会社（ただし、その親会社が本募集開始時点において、監理・整理ポスト割当て銘柄、猶予期間入り銘柄に指定されている企業は除きます。）。
- ⑤ 納税証明書（その3の3・法人税と消費税及び地方消費税について未納税額のない証明用）（発行日が申込書の受付期間の最終日から起算して3か月以内のもの）
- ⑥ UR賃貸住宅以外の施設等に、申込書の受付期間の最終日から過去2年間に10か所以上、オープン型宅配ボックスの設置した実績を証するもの
- ⑦ 設置を希望するオープン型宅配ボックスのカタログ
- ⑧ トラブル発生時に迅速に対応可能な体制を有することを証するもの。
- ⑨ 委任状（様式4）

代表権を持たない社員が提出書類を持参される場合には、「委任状」の提出が必要となりますので、「委任状」に必要事項を記入・押印（実印及び代理人の使用印）してください。代表権を持つ者が提出書類を持参される場合は不要です。

⑩ 返信用封筒

資格確認結果通知書（下記5(1)に記載の書面）を郵送するための封筒です。長3サイズの封筒の表に返送先を記入し、404円分（簡易書留郵便代相当）の切手を貼付してください。

⑪ 使用印鑑届（様式7）

本募集要領に掲げる書類（入札書含む。）及び契約に関する書類において、上記③の代表者印鑑登録証明書の印（いわゆる実印）以外を使用する場合は、使用印鑑届を提出してください。なお、当機構が指定する押印箇所に、実印又は使用印鑑届以外の印が押印されている場合は、いかなる理由の有無に関わらず、当該書類は無効とします。

■個人の場合

- ① 申込書（様式1）
- ② 印鑑登録証明書（発行日が申込書の受付期間の最終日から起算して3か月以内のもの）
- ③ 住民票（発行日が申込書の受付期間の最終日から起算して3か月以内のもの）
- ④ 直近の給与支払等証明書、源泉徴収票若しくは住民税決定証明書又は納税証明書（その2（所得金額の証明））及び確定申告の写し
- ⑤ 納税証明書（その3の2・申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費

税について未納税額のない証明用) (発行日が申込書の受付期間の最終日から起算して3か月以内のもの)

- ⑥ UR賃貸住宅以外の施設等に、申込書の受付期間の最終日から過去2年間に10か所以上、オープン型宅配ボックスの設置した実績を証するもの
- ⑦ 設置を希望するオープン型宅配ボックスのカタログ
- ⑧ トラブル発生時に迅速に対応可能な体制を有することを証するもの。
- ⑨ 委任状(様式4)

代理人が提出書類を持参される場合には、「委任状」の提出が必要となりますので、「委任状」に必要事項を記入・押印(実印及び代理人の使用印)してください。

⑩ 返信用封筒

資格確認結果通知書(下記5(1)に記載の書面)を郵送するための封筒です。長3サイズの封筒の表に返送先を記入し、404円分(簡易書留郵便代相当)の切手を貼付してください。

⑪ 使用印鑑届(様式7)

本募集要領に掲げる書類(入札書含む。)及び契約に関する書類において、上記②の印鑑登録証明書の印(いわゆる実印)以外を使用する場合は、使用印鑑届を提出してください。なお、当機構が指定する押印箇所に、実印又は使用印鑑届以外の印が押印されている場合は、いかなる理由の有無に関わらず、当該書類は無効とします。

5 申込資格の確認

- (1) 申込書の内容をもとに申込資格の確認を行い、確認の結果を各申込者に通知します。なお、資格確認の過程で、提出いただいた書類の内容について説明を求めることがあります。
- (2) 資格確認において資格を有すると認められた申込者(以下「入札参加者」といいます。)による競争入札を行います。
- (3) 資格確認結果は令和4年3月18日(金)までに各申込者に書面により郵送にて発送します。

6 入札書提出方法等

(1) 入札書到着締切日時

令和4年3月25日(金) 午後5時までに当機構に到着したものを有効とします。

(2) 提出方法

資格確認で通過した入札参加者は、簡易書留速達による郵送により下記(3)宛先へ提出してください。持参又は電送によるものは受け付けすることができません。

また、郵送は、二重封筒とし、表封筒及び中封筒は各々封緘してください。中封筒には入札書のみを入れることとし、その他事項は下記8(1)を参照してください。表封

筒には入札書在中の中封筒のみを入れるとともに表面に「入札書在中」と朱書きして、封緘してください。

(3) 宛先

〒460-8484 愛知県名古屋市中区錦三丁目5番27号 錦中央ビル7階
独立行政法人都市再生機構 住宅経営部 ストック活用計画課宛

7 開札の日時、場所等

(1) 日時 令和4年3月28日(月) 午前11時から

(2) 場所 愛知県名古屋市中区錦三丁目5番27号 錦中央ビル6階
独立行政法人都市再生機構中部支社 入札室

注1) 入札は郵送による事前受付のみとし、開札時の立会いは不要とする。

8 入札方法等

(1) 資格確認を通過した入札参加者は、「入札書」(様式5)の用紙に必要事項を記入・押印(実印又は使用印鑑届の使用印)の上、入札書提出用封筒(「参考:入札書提出用封筒記載例」を参考に作成してください。)に「入札書」のみを入れて封をして割印(実印又は使用印鑑届の使用印)したものを令和4年3月25日(金)の午後5時必着で、簡易書留郵便にて郵送してください。

(2) 入札書には、仕様書3(2)に記載の上限面積(3.3㎡)に1㎡あたりの月額賃貸料(以下「月額平米単価賃貸料」といいます。)を乗じた金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額とします。)を記載し、その合計額を入札価格として「賃貸料額」の欄に記載してください。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額となるように入札価格を記載してください。

(4) 入札書を提出後、入札を取り消すことや入札書の記載内容の変更はできません。

9 入札の辞退

(1) 入札参加者は、上記7(1)開札日時までであれば、入札を辞退することができます。

(2) 入札参加者は、(1)により入札を辞退するときは、入札辞退届(様式6)を上記4(2)の受付場所に直接持参して行います。

(3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の申し込み等について不利益な取り扱いを受けるものではありません。

(4) 落札後、契約締結前に辞退をされますと、原則として今回の募集における入札が無効となることに加えて、一定期間にわたる取引停止措置の対象となる場合がございます。

すので、ご注意ください。

10 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に賃貸料を定めなければなりません。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

11 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

12 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は無効とし、それ以外の入札を有効とします。

- ① 上記 2 の申込資格のない者が入札を行ったとき。
- ② 所定の入札書以外の様式を使用して入札を行ったとき。
- ③ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。
- ④ 入札金額の記載を訂正したとき。
- ⑤ 入札書に入札参加者（代理人を含む。）の所定の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）若しくは印影が判然としないとき。
- ⑥ 1 人で同時に 2 通以上の入札書をもって入札を行ったとき。
- ⑦ 明らかに連合によると認められるとき。
- ⑧ ①～⑦に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札に関する必要な条件を満たしていないとき。

13 落札者の決定

- (1) 上記 7(1)の日時経過後、当機構職員立ち合いのもと、即時に開札を行うものとします。
- (2) 開札の結果、有効な入札を行った者の中で、月額賃貸料が、機構があらかじめ別に定める「最低月額賃貸料」以上で、かつ月額賃貸料が最も高い金額で入札した者を落札者とします。
- (3) 落札となるべき同額の入札をした者が 2 名以上あるときは、下記 14 により再度入札を行います。

- (4) 開札の結果、入札参加者が1社又は1人しかいない場合は、月額賃貸料が、機構の最低月額賃貸料以上であれば、その者を落札者とします。
- (5) 落札者名、落札賃貸料は、開札の場で読み上げます。なお、落札者がいない場合は、最高入札金額のみを読み上げます。
- (6) 機構の最低月額賃貸料は公表いたしません。
- (7) 入札結果は、書面により募集件名、落札者氏名を入札参加者全員に通知します。
- (8) 落札者の決定後、契約締結までの間に落札者の辞退又は入札の無効が判明した場合は、当該落札者を失格とし、入札価格が最低月額賃貸料以上の第二順位の者（以下「次点者」といいます。）に賃借希望の有無を照会し、希望した場合には次点者を新たな落札者とします。なお、次点者に賃借の希望がない場合又は次点者が新たな落札者となった場合で契約締結までの間に辞退又は入札の無効が判明した場合、第三順位以降の者を対象に同様の手続を行うこととします。
- (9) 次点者等への通知は、落札者の辞退が確定するまで行いません。また、次点者であるか否かについての問合せについては対応いたしません。

14 再度入札の実施

開札の結果、落札者がいない場合は、当該入札参加者（辞退者及び無効となった者は除きます。）を対象として、別に、日を定めて再度入札を実施します。（ただし、再度の入札は1回のみとします。）

再度入札は、対象者に送付する「再度入札案内書」により行います。なお、再度入札を実施した場合、契約締結時期等を変更する場合があります。

※再度入札での開札の結果、落札者がいない場合は又は落札が無効となった場合は、当該再度入札参加者を対象として見積合わせを実施します。見積合わせは、再度入札結果の通知とともに送付する「見積合わせ実施案内書」により行います。

※見積合わせでも落札者がいない場合は、賃貸条件等を見直し、新規募集を行う場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

15 入札結果の公開

入札結果（募集件名、落札者住所（特別区又は市町村まで表記）及び落札者氏名（個人の場合は「個人」と表記）については、次のとおり閲覧に供する等、公開いたしますのであらかじめご承知おきください。なお、落札者がいない場合については、落札者住所及び落札者氏名について「該当無し」として同様に公開いたします。

- (1) 期 間 開札日以降、7日間（土曜日、日曜日を含まない。）
- (2) 場 所 愛知県名古屋市中区錦三丁目5番27号 錦中央ビル7階
独立行政法人都市再生機構中部支社 受付コーナー

16 契約の締結等

(1) 契約の締結

- ① 落札者との契約の締結は、令和4年3月29日（火）までに行います。なお、当機構の承諾無く期限までに契約を締結されない場合は、落札者としての一切の権利を辞退したものとし、上記13(8)に基づき落札者となった者と契約を締結します。
- ② 落札者は令和4年3月29日（火）までに「尾上団地におけるオープン型宅配ボックスの設置場所に係る賃貸借面積」を記載した書面で提出してください。なお、賃貸借面積は、設置場所の地表面に露出する土台等を含めた水平投影面積とし、これが確認できる図面等も提出してください。
- ③ 契約書は、別添のとおりです。
賃貸条件等については(2)のほか、契約書等の内容をご確認ください。

(2) 主な賃貸条件

以下に記載するもののほか、別添「尾上団地内におけるオープン型宅配ボックスの設置場所に係る賃貸借契約書」及び「仕様書」のとおりとします。

① 用途

オープン型宅配ボックス設置場所としてのみ使用していただきます。

② 契約期間

当機構が通知する使用開始可能日から令和5年3月31日までとします。ただし、期間が満了する6か月前までに、当機構又は賃借事業者から申出がない場合は、同一条件で1年間更新されるものとします。

③ 支払賃貸料（月額）

支払賃貸料（月額）は、入札書記載の「月額平米単価賃貸料」に(1)②にて提出した設置する機器等の賃貸借面積を乗じた額（100円未満切り上げ）に消費税及び地方消費税額を加えた額となります。また、将来的に、設置するオープン型宅配ボックスの大きさ等を変更する場合や当該団地内へ追加設置をする場合も同様の計算方法により賃貸料を算出します。

④ 保証金

保証金は、設置するオープン型宅配ボックス1箇所当たり金30,000円とします。なお、この契約が終了したときは、保証金を返還いたします。ただし、機構に債務がある場合は、その債務の弁済に充てた後の保証金残額を返還いたします。なお、返還する保証金については、利息は付さないものとし、最終月の賃貸料の支払と相殺することができるものとします。

⑤ 原状回復

契約終了時には落札者（賃借事業者）の責任と負担により、貸付時の原状に回復して明け渡していただきます。

⑥ 契約の解除

契約締結後、契約期間の満了前にやむを得ず解除する必要がある場合は、6か月以上の予告期間をもって書面で機構に通知していただきます。

⑦ 違約金

設置場所の賃貸に係る申込書に虚偽の事項を記載し、その他不正な手段により設置場所を賃借した場合は、契約書に定める額を違約金としてお支払いいただきます。

⑧ 特記事項

- (イ) 設置場所は、別紙「募集対象物件」に記載の設置場所を原則としますが、落札者(賃借事業者)からの設置場所の提案も可とします。ただし、設置場所の変更にあたりは機構と協議を行い、承諾を得たうえで実施してください。
- (ロ) オープン型宅配ボックス設置場所には、現時点において、電源設備がありません。電源設備が必要な場合は、落札者(賃借事業者)決定後、落札者と機構で協議の上、機構側負担で電源引込工事を実施します。この場合、機構の定める方法により、オープン型宅配ボックスに係る毎月の電気料金をご負担いただきます。(別添、仕様書をご覧ください。)
- (ハ) 契約期間中にやむを得ずオープン型宅配ボックスを移転していただく必要が生じた場合、移転先を提示いたしますので、これに応じていただきます。この場合において、機構は、オープン型宅配ボックスの撤去又は移設に要する費用を負担いたしますが、オープン型宅配ボックスの利用中止に伴う補償等はいたしません。
- (ニ) 別紙「募集対象物件」の特記事項欄に記載がある場合には、記載事項の条件を満たすオープン型宅配ボックスを設置してください。
- (ホ) 設置したオープン型宅配ボックスに関する苦情、問合せ及び事故等には、機構は一切関与いたしません。
- (ヘ) 契約期間中に設置したオープン型宅配ボックスに連結する形で増設を希望することができるものとします。この場合において、新たに発生する一切の費用については、落札者(賃借事業者)において負担するものとします。なお、別添「仕様書」3機器の条件(2)の上限設置面積その他条件を満たさない場合は、増設は認めないものとします。

17 賃貸料の支払方法等

- (1) 保証金及び月額賃貸料の支払いは、機構が発行する請求書記載の指定口座に支払うものとします。なお、振込手数料については落札者(賃借事業者)の負担となります。
- (2) 保証金及び月額賃貸料は分割払いとすることはできません。
- (3) 月額賃貸料は、毎年1年分をまとめて4月末日までに口座振込により支払うものとします。
- (4) 保証金は原則として初回賃貸料と併せてお支払いいただきます。
- (5) 本契約の締結及び履行に必要な一切の費用は、落札者(賃借事業者)に負担していただきます。

18 オープン型宅配ボックス設置場所の引渡し等

- (1) 賃借事業者への設置場所の引渡しは現況有姿にて行います。(ただし、上記16(2)⑧(ロ)における電源引込工事に係るものは除く。)
- (2) 現地立会は行いませんので、賃借事業者自身が必要に応じて現地をご確認ください。
(現地を確認される場合、すでにお住まいの方がいらっしゃいますのでご配慮ください。)

19 設置場所に関する調査について

機構が団地管理上、設置場所に関して調査を求めたときは、賃借事業者はこれに協力していただきます。

以 上

別紙

募集対象物件

団地名	戸数	所在地 (設置場所)
尾上	1,368 戸	愛知県名古屋市長区尾上町 1-2 (4号棟南)

——— 街に、ルネッサンス ———



UR都市機構

様式1

令和 年 月 日

申 込 書

独立行政法人都市再生機構
中部支社長 殿

(申込者) 住所

会社名

代表者名

実印

私は尾上団地におけるオープン型宅配ボックス設置事業者の募集要領に記載されている内容を承知の上、必要書類を添えて申し込みます。

申込者	住所	
	会社名 (個人は職業を記入してください)	
	代表者名 (個人は氏名を記入してください)	
	担当部課・担当者 (個人は記入不要です)	
	電話番号	
	資本金 (個人は記入不要です)	百万円
	設立年月 (個人は記入不要です)	明治・大正 年 月 昭和・令和
	直近決算期 (個人は記入不要です)	令和 年 月
	従業員数 (個人は記入不要です)	人
	直近期の売上高 (個人は記入不要です)	百万円
	直近期の営業利益 (個人は記入不要です)	百万円

添付書類：

- ① 法人の場合、募集要項4〈提出書類〉■法人の場合に記載の②～⑤、⑦、⑨、⑩を添付する。
- ② 個人の場合、募集要項4〈提出書類〉■個人の場合に記載の②～⑤、⑦、⑨、⑩を添付する。

業務実績及び緊急時の対応に係る申告書

1 業務実績

令和4年3月11日（申し込みの受付期間の最終日）から、過去2年間に設置したオープン型宅配ボックスの実績は、次のとおりです。

設置数
箇所

注) 設置箇所の一覧を添付してください。

2 緊急時の対応

オープン型宅配ボックスの設置について、トラブル発生時の体制は次のとおりです。

通報受付の体制	コールセンター等の所在地： 連絡先（TEL）： 対応部署名： 責任者名： 体制：受付者 名、技術者 名、その他 名
現地対応の体制	拠点事務所の所在地： 対応部署名： 責任者名： 体制：受付者 名、技術者 名、その他 名

対象団地ごとに体制が異なる場合は、団地名を明記のうえ、全ての団地について作成すること。

様式3

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構
中部支社長 殿

会 社 名
代 表 者 名
担 当 部 署
担当者氏名
連絡先 TEL

質 問 書

次の尾上団地におけるオープン型宅配ボックス設置事業者の募集に関する内容について、次のとおり質問します。

団地名	
項番	質 問 事 項

- (注) 1 質問事項が1枚で書ききれない場合は、必要枚数を複写して利用してください。
2 申込者が個人の場合は、「申込予定者」に個人の住所及び氏名を記入してください。

様式 4

委 任 状

代理人 住 所

氏 名

代理人使用印

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の尾上団地におけるオープン型宅配ボックス設置事業者の募集に係る
申し込み、入札及び契約締結等に関する一切の件。

以 上

令和 年 月 日

委任者 住 所

会社名

代表者名

実 印

(電話番号) — —

- (注)
- 1 委任者の印鑑は、印鑑証明書の印を押印してください。
 - 2 代理人が使用する印を右上の欄内に押印しておいてください。
 - 3 代理人の住所は住民登録がされている住所を記載してください。

様式5

入 札 書

独立行政法人都市再生機構

中部支社長 殿

入札者 住 所

会社名

代表者名

実 印

入札件名	尾上団地におけるオープン型宅配ボックス設置事業者の募集
------	-----------------------------

賃貸料額	金 円 (月額・税抜)
------	-------------

【計算の内訳】

《尾 上》 3.3m^2 × 「月額平米単価賃貸料」 _____円 = _____円

- 1 尾上団地におけるオープン型宅配ボックス設置事業者の募集要領等に記載されている内容を承知の上、上記のとおり入札します。
- 2 尾上団地におけるオープン型宅配ボックス設置事業者の募集要領「2 申込資格」に記載の申込資格を有することを誓約します。

(注) 1 入札書は、所定の入札書提出用封筒に入れて封をして割印してください。

2 入札価格は、仕様書3(2)に記載の上限面積(3.3 m²)に「月額平米単価賃貸料」を乗じた金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額とする。)を記入して下さい。計算の内訳を必ず明記してください。

3 賃貸料額は、算用数字ではっきりと記載してください。

4 賃貸料額を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。

5 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。

入札書提出用封筒作成例

(表)

入札書提出用

入 札 書 在 中

独立行政法人都市再生機構中部支社

開札年月日	令和4年 月 日
件名	尾上団地におけるオープン型宅配ボックス設置事業者の募集

(注意)
この封筒には入札書のみを入れて必ず封をして割印してください。

(裏)

印

住所
会社名
代表者名

印

様式6

令和 年 月 日

入札辞退届

独立行政法人都市再生機構
中部支社長 殿

住 所
会社名
代表者名 実印

下記の物件の入札については、参加を辞退いたしますので、これを届け出ます。

記

件名	尾上団地におけるオープン型宅配ボックス設置事業者の募集
----	-----------------------------

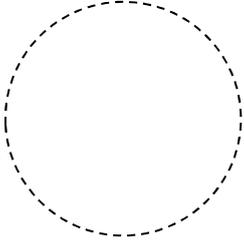
入札日	令和4年 月 日
-----	----------

以 上

様式7

使 用 印 鑑 届

使
用
印



「尾上団地におけるオープン型宅配ボックス設置事業者の募集」に係る申し込み、
入札及び契約締結等に関する一切の件に関し、上記の印鑑を、独立行政法人都市再
生機構中部支社に提出する書類に使用したいのでお届けします。

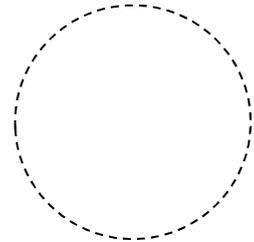
令和4年 月 日

独立行政法人都市再生機構中部支社長殿

住 所

商号又は名称

代 表 者



実
印

仕様書

1 設置場所等

別表「設置場所」のとおり

2 賃貸借期間

当機構が通知する使用開始可能日から令和5年3月31日までとする。ただし、賃貸借期間が満了する6か月前までに、当機構又は設置事業者から申出がない場合は、同一条件で1年間更新されるものとする。

3 機器の条件

- (1) 荷物を入れるボックスが15個以上あること。
- (2) 機器の設置面積が3.3㎡以下に収まること。
- (3) 奥行きが1m以下かつ高さが2.3m以下であること。
- (4) 荷物の搬入出時に過大な音や音声を発しないこと。

4 稼働時間

稼働時間は24時間とする。

5 安全対策について

- (1) オープン型宅配ボックスを設置する際は、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。据え付ける場合は、転倒防止措置を講じること。なお、転倒防止措置を講ずるにあたって設置個所及びその周辺に段差等が生じ、歩行者等の通行に影響が生ずる可能性がある場合は、安全対策等の適切な措置を講じること。
- (2) 関係法令等を順守するとともに、徹底を図ること。
- (3) オープン型宅配ボックスが犯罪目的で利用されないように努めること。

6 オープン型宅配ボックスの設置及び管理運営

- (1) 搬入された荷物の管理など宅配ボックスの管理を適切に行うこと。
- (2) オープン型宅配ボックスのメンテナンス作業等は、団地にお住まいの方々がいることに配慮し、緊急時の対応等を除き原則午後10時から午前8時までには行わないこと。
- (3) オープン型宅配ボックスの故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応し、連絡先をオープン型宅配ボックスの見やすい位置に明示すること。
- (4) 定期的にオープン型宅配ボックス周辺の清掃を行うなど、美化に努めること。
- (5) オープン型宅配ボックス設置に伴う事故については、設置事業者の責任により対応すること。ただし、機構の責に帰する事由による場合を除く。

- (6) 荷物の盗難及び破損について、設置事業者の責任により対応すること。ただし、当機構の責に帰する事由による場合を除く。
- (7) 設置事業者は、荷物又はオープン型宅配ボックスが汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。
- (8) オープン型宅配ボックスの設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担すること。なお、当機構が準備した電源を利用する場合は、当機構が別途定める金額を当機構が定める方法により指定の期日までに当機構に支払うこと。

7 その他

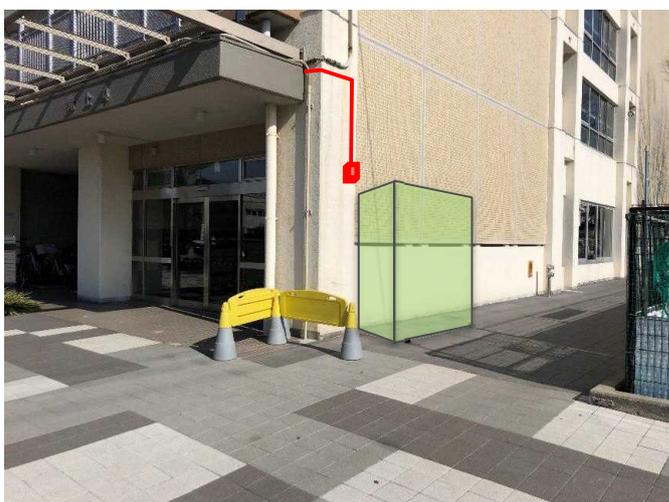
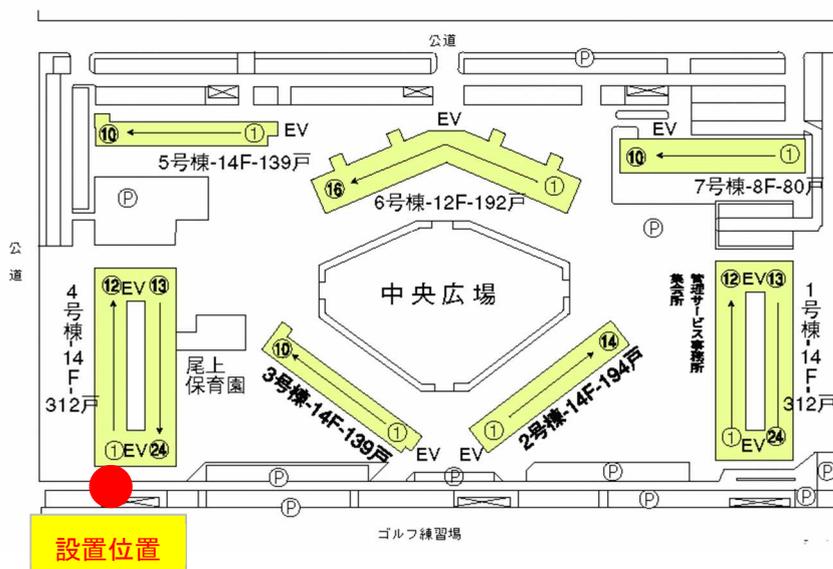
- (1) オープン型宅配ボックス設置前に、設置しようとする機器のカタログ及び配置図を当機構に提出すること。
- (2) 賃貸借面積については、設置場所の地表面に露出する土台等を含めた水平投影面積とし、これが確認できる図面等を当機構に提出すること。
- (3) 尾上団地内におけるオープン型宅配ボックス設置場所に係る賃貸借契約の解除等によりオープン型宅配ボックスを撤去する場合は、原状に回復して設置対象団地を管轄する住まいセンターの長に通知し確認を受けなければならない。
- (4) この仕様書及び尾上団地内におけるオープン型宅配ボックス設置場所に係る賃貸借契約書に定める事項の他に協議すべき事項が生じた場合は、その都度設置事業者と当機構とで協議の上、定めるものとする。

以 上

別表「設置場所」

団地名	戸数	所在地 (設置場所)
尾上	1,368戸	愛知県名古屋市区尾上町1-2 (4号棟南)

尾上 配置図・設置予定場所イメージ写真



尾上団地内におけるオープン型宅配ボックス設置場所に係る賃貸借契約書

貸主 独立行政法人都市再生機構を甲とし、借主
を乙として、甲乙間に次のとおりオープン型宅配ボックスの設置場所に係る賃貸借に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

第1条 甲は、次に表示する甲所有の設置場所（以下「設置場所」という。）を本契約書に記載されている条件で乙に賃貸する。

（設置場所の表示）

別表及び別図のとおり。

2 乙は、前項の設置場所に別添の仕様書に定める仕様のオープン型宅配ボックス（荷主、配達者、受取人に利用の制限がなく、誰でも利用できる場所に設置されている宅配ボックスをいう。以下「本件宅配ボックス」という。）を設置し運営するものとし、その他の目的に使用してはならない。

（設置場所使用開始可能日）

第2条 乙の設置場所使用開始可能日（以下「使用開始可能日」という。）は、令和4年 月 日とする。

（契約期間）

第3条 本契約の期間は、使用開始可能日から令和5年（2023年）3月31日までとする。

2 前項の契約期間が満了する日の6か月前までに、甲乙又はその一方からなんらの申出がないときは、本契約は、同一条件で契約期間が満了する日の翌日から起算して1年間更新されるものとし、更新された契約についても同様とする。

（賃貸料）

第4条 設置場所の賃貸料（以下「賃貸料」という。）は、別表の月額賃貸料（税抜）欄に記載の額に消費税相当額及び地方消費税相当額を加算した額とする。なお、消費税及び地方消費税の税率が改正されたときは、改正後の税率に従う。

（賃貸料の変更等）

第5条 甲は、次の各号の一に該当するときは、賃貸料の額及び第8条に規定する保証金の額を変更することができるものとする。

- 一 物価その他経済事情の変動に伴い必要があると甲が認めたとき。
- 二 近傍類地の賃貸料との均衡上必要があると甲が認めたとき。
- 三 次項に基づき設置面積を変更したとき。
- 四 第3項に基づき乙が設置場所の存する団地（以下「団地」という。）に本件宅配ボックスを追加設置したとき。

2 乙は、甲と協議の上、別添の仕様書に記載した面積（3.3㎡）を上限として、設置面積

を変更することができるものとする。

- 3 乙は、甲と協議の上、本件宅配ボックスを団地の設置場所以外の場所に追加設置することができる。

(賃貸料の支払義務)

第6条 乙の賃貸料の支払義務は、使用開始可能日から発生するものとする。

- 2 使用開始可能日の属する月又は本契約の期間満了の日若しくは本契約解除の日（以下「契約終了日」という。）の属する月における乙の賃借期間が1月に満たないときの賃貸料は、1月を30日として日割計算した額とし、その日割計算した額に、10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

(賃貸料の支払期日)

第7条 乙は、前条第2項に規定する月の賃貸料については甲の定める期日までに、その他の月の賃貸料は毎年4月から起算した1年分の賃貸料を毎年4月30日までに、甲の定める方法により甲に支払うものとする。

- 2 前項にかかわらず、契約締結初年度分の賃貸料は、使用開始可能日が令和4年3月に属する場合は、前項後段の賃貸料に加算して令和4年4月30日までに、使用開始可能日が令和4年4月以降になる場合は、使用開始日の属する月の翌月末日までに、甲の定める方法により甲に支払うものとする。
- 3 第3条に規定する契約期間の途中において本契約が解除された場合、第1項乃至前項により支払われた賃貸料は、前条第2項の規定により精算する。甲は、本契約解除日の翌日以降の金額について乙に返還するものとする。この場合、その金額には、利息を付けないものとする。
- 4 甲は、乙が第17条に規定する違約金又は第18条第3項に規定する損害賠償金等その他この契約から生じる金銭債務を履行しないときは、前項の金額をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、乙は、設置場所を返還するまでの間は、その金額をもって当該債務の弁済に充てることができることを請求することができない。

(保証金)

第8条 乙は、賃貸料の支払、損害の賠償その他本契約から生ずる債務を担保するため、金90,000円（本件宅配ボックス1箇所当たり金30,000円）を、保証金として甲に支払うものとする。

- 2 乙は、前項の保証金を、前条第2項の賃貸料の支払期日までに、甲の定める方法により支払うものとする。
- 3 甲は、契約期間が満了したとき又は第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく解除により本契約が終了したときは、第1項で規定する保証金を契約終了日の属する月の賃貸料に充当するものとする。この場合において、甲は、賃貸料に不足分がある場合は乙に当該不足分を請求するものし、乙は速やかにこれを支払うものとする。
- 4 甲は、前項に規定する保証金の充当後に保証金の残額があるときは、この契約により生じる乙の甲に対する債務の弁済に充当するものとする。

5 甲は、前項の充当後、甲の金銭債権に残額がある場合は乙に請求するものとし、乙は速やかにこれを支払うものとする。この場合において、保証金に残額があるときは、甲は速やかに乙に当該残額を返還するものとする。

6 甲が乙に返還する保証金については、利息は付さないものとする。

(遅延利息)

第9条 乙は、乙の責に帰すべき理由により、賃貸料又は保証金の支払を遅延したときは、その支払を遅延した額について、その遅延した期日の日数に応じ、年(365日当たり)14.56パーセントの割合により算定した額を、遅延利息として甲に支払わなければならない。

(電気の需給契約等)

第10条 乙は、乙の設置する本件宅配ボックスで使用する電気について、乙と電気の供給事業者との間で直接需給契約を締結するものとする。

2 乙は、直接需給契約が締結できない等事情やむを得ない場合は、甲の承諾を得て甲の既設設備から電気の供給を受けることができるものとする。この場合において、別途甲乙間で電気使用料相当額の支払いに関する覚書を交換し、乙は甲の定める期日までに甲の定める方法により電気使用料相当額を支払うものとする。

(設置場所の使用上の注意等)

第11条 乙は、別添の仕様書に従って、善良な管理者の注意をもって設置場所を使用するとともに、本件宅配ボックスを適切に維持管理しなければならない。

2 乙は、乙が本件宅配ボックスに起因して、第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うものとする。ただし、甲の故意又は過失によるときは、甲は、その程度に応じてその損害賠償の責を負う。

3 乙は、本件宅配ボックスの維持管理等のために団地内に立ち入る場合は、次の各号を遵守するものとする。

一 設置場所が団地の敷地内にあることに鑑み、団地の居住者の生活に最大限配慮すること。

二 甲又は第三者の財産を毀損等しないこと。

三 善良な管理者の注意をもって設置場所を使用すること。

四 その他、甲が指示する事項に従うこと。

(甲に対する通知)

第12条 乙は、次の各号の一に該当するときは、直ちに、その旨を甲に通知しなければならない。

一 乙が本件宅配ボックスの設置を完了したとき。

二 乙が第20条第2項に規定する撤去により原状回復を完了したとき。

三 乙が住所若しくは主たる事務所の所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。

四 乙に対して再生手続開始の申立て(自己申立てを含む。)、破産の申立て(自己申立てを含む。)、特別清算開始の申立て又は更生手続開始の申立て(自己申立てを含む。)

があったとき。

五 乙が本件宅配ボックスの全部又は一部の設備の更新、改良又は現状の変更を行うとき。

六 設置場所その他の甲所有の財産を毀損等したとき又は第三者に損害を与えたとき。
(保険)

第13条 乙は、自己の負担において、本件宅配ボックスに関し、火災保険、施設賠償責任保険その他の必要な保険を付保するものとする。

2 本件宅配ボックスが火災その他の原因により損傷又は滅失した場合の損害については、前項の保険により填補するものとし、甲は、甲の責に帰すべき事由により生じた損害であっても、前項の保険により填補されるべき損害については一切の責任を負わないものとする。

3 乙は、甲に対し、第1項の保険証券の写しを交付することとする。

(転貸等の禁止)

第14条 乙は、設置場所の全部若しくは一部を転貸し、又は設置場所の賃借権を譲渡する等、第三者に使用又は占有させてはならない。

2 乙は、その名目のいかんを問わず、前項において禁止する行為に類する行為をしてはならない。

(甲の行う管理業務等への協力)

第15条 甲が団地の保全工事その他の管理上必要があると認め、乙に本件宅配ボックスの一時的な移転又は使用中止等を要請したときは、乙は、乙の費用負担によりこれに協力するものとする。

2 甲は、契約期間中に団地内の環境整備等によりやむを得ず本件宅配ボックスを移転する必要が生じた場合、移転先を乙に提示することにより、設置場所の変更を申し入れることができるものとし、乙は、これに応じるものとする。この場合において、甲は、本件宅配ボックスの移設に要する費用を全て負担する。

3 前2項に定める本件宅配ボックスの移転、使用中止その他の理由により本件宅配ボックスが使用できない場合において、甲は、本件宅配ボックスが使用できないことよって生じる損害について一切の責任を負わないものとする。

(反社会的勢力の排除)

第16条 乙は、自己又はその役員等(乙が個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

一 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であること。

二 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をも

って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。

三 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

四 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていること。

五 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

2 乙は、次の行為を行わないことを確約する。

一 自ら又は第三者を利用して、甲に対して、暴力的な又は法的責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、偽計若しくは威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為その他これらに準ずる行為を行うこと。

二 設置場所の全部又は一部を暴力団の事務所その他の活動の拠点の用に供すること。

三 設置場所のある団地内において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、若しくは威勢を示すことにより、団地の居住者及び団地の施設の賃借人に不安を覚えさせること又は反復継続して前項各号に該当する者を出入りさせること。

(違約金)

第 17 条 乙は、本契約の期間中、乙について次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたとき甲が認めるときは、甲が定める額 円（設置場所の 1 m²当たり金 円）に当該日（甲が乙について次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときと認めた日）の過去直近の消費者物価指数（年平均・全国平均・総合指数）を、本契約を締結した年の前年の消費者物価指数（年平均・全国平均・総合指数）で除した数を乗じた額に相当する額を違約金として、甲の定める方法により甲に支払うものとする。この場合において、千円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。なお、違約金は、賠償額の予定を意味しない。

一 設置場所の賃借に係る申込書に虚偽の事項を記載し、その他不正な手段により設置場所を賃借したとき。

二 前条の規定に違反したとき。

三 次条第 1 項の規定により甲から本契約を解除されたとき。

四 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 53 条第 1 項、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 61 条第 1 項、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 49 条第 1 項の規定により乙又は乙の管財人が本契約を解除したとき。

(甲の契約解除権等)

第 18 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告によらないで本契約を解除することができる。

一 設置場所の賃借に係る申込書に虚偽の事項を記載し、その他不正な手段により設置場所を賃借したとき。

二 賃貸料又は第 10 条第 2 項の電気使用料相当額の支払をしばしば遅延することにより、その支払能力がないと甲が認め、かつ、その遅延が本契約における甲乙間の信頼

関係を著しく害するものであると甲が認めたとき。

- 三 第 12 条各号に規定する甲に対する通知を怠ったとき。
 - 四 設置場所その他の甲所有の財産を故意又は重大な過失により毀損等したとき。
 - 五 第 11 条、第 13 条又は第 14 条、第 15 条又は第 16 条の規定に違反したとき。
 - 六 共同生活の秩序を乱す行為があったとき。
 - 七 営業の全部を廃止するに至ったとき。
 - 八 乙又は乙の役員等が、第 16 条第 1 項各号に該当することが判明したとき。
 - 九 第 16 条第 2 項各号に掲げる行為を行ったとき。
 - 十 第 3 条第 2 項の規定による契約の更新をする意思がないと甲が認めたとき。
 - 十一 その他本契約に違反したとき。
- 2 前項の規定により甲が本契約を解除したときは、乙は、直ちに、設置場所を原状に回復して甲に返還しなければならない。

(契約解除)

第 19 条 甲又は乙は、本契約を解除しようとするときは、6 か月以上の予告期間をもって書面で通知するものとし、その書面に記載された契約解除日をもって本契約は解除されるものとする。

(原状回復義務)

- 第 20 条 乙は、乙の故意又は過失により設置場所その他の甲所有の財産を毀損等したときは、直ちに、これを原状に回復しなければならない。
- 2 乙は、本契約の期間が満了し、又は本契約が解除された場合において、乙が設置場所を甲に返還するときは、本件宅配ボックスを直ちに撤去し、設置場所を原状に回復しなければならない。
 - 3 前 2 項に規定する原状回復に伴う費用は乙が負担する。
 - 4 第 1 項又は第 2 項に規定する原状回復が完了したときは、乙は速やかに甲の確認を得るものとする。

(損害賠償等)

- 第 21 条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- 2 第 18 条第 1 項各号の規定に基づき甲が本契約を解除した場合において、甲に損害が生じた場合は、乙は、その損害を賠償するものとする。
 - 3 乙は、第 18 条第 1 項各号の規定により本契約を解除された場合又は第 19 条の規定により本契約を解除した場合において、甲が指定する期日又は本契約の解除の日（以下「返還すべき期日」という。）までに甲に設置場所を返還しないときは、損害賠償金として、返還すべき期日の翌日から設置場所を返還した日までの期間の日数に応じ賃貸料の 1.5 倍に相当する金額を、甲に支払わなければならない。

(費用の請求権の放棄)

第 22 条 乙は、本契約を解除した場合、又は本契約が解除された場合において、本件宅配

ボックスを撤去し設置場所を返還するときは、本件宅配ボックスを設置するために投じた改良費等の有益費、修繕費その他の費用があっても、これを一切甲に請求しないものとする。

(設置場所に関する調査)

第 23 条 乙は、甲が団地の管理上、本件宅配ボックスの設置場所に関して調査を求めたときは、これに協力しなければならない。

(甲への連絡方法)

第 24 条 甲は、本契約に基づく乙との連絡事務を行う者を置き、乙は、原則として、甲に対する一切の連絡をこの者にするものとする。

(管轄裁判所)

第 25 条 本契約に関して甲乙間に権利義務の争いがあるときは、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 26 条 本契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 愛知県名古屋市中区錦三丁目 5 番 2 7 号
独立行政法人都市再生機構中部支社
支社長 佐藤 剛

乙

別表

設置場所

団地名	尾上
台数	1 台
所在地	愛知県名古屋市北区尾上町 1 - 2
設置場所 (別図のとおり)	4 号棟南側
月額平米単価賃貸料 (税抜)	円/m ²
設置面積 (水平投影面積)	m ²
月額賃貸料 (税抜)	円

(以下余白)

別図

尾上 配置図・設置予定場所イメージ写真

